ホ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県丸亀市広島町釜の越

字釜の越　三〇九六番　一号から五号まで

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県丸亀市広島町釜の越

字平石　二九五八番二　一号から四号まで

ト　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県丸亀市広島町釜の越

字平石　二九五九番　一号から四号まで

チ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県丸亀市広島町釜の越

字平石　二九六〇番一　一号から四号まで

リ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県丸亀市広島町釜の越

字釜の越　三〇六七番　一号から四号まで

ヌ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県丸亀市広島町釜の越

字釜の越　三〇六七番　一号

三〇六一番一　二号及び三号

ル　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十四年国土交通省告示第百五十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県丸亀市広島町釜の越

字平石　二九六一番　一号及び二号

二九六〇番一　三号及び四号

○国土交通省告示第七百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新迫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県水俣市深川

字ツツジ　八二九番　一号から四号まで

八二四番五　五号

八三〇番　六号から十一号まで及び十六号から十八号まで

八五四番　十二号及び十三号

八五三番一　十四号

八四六番　十五号

八七二番　十九号

八七三番地先水路敷　二十号及び二十一号

八八三番四　二十二号及び二十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岳本1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成十八年国土交通省告示第千三百七十二号で指定した第七号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二千二百九十五号で指定した芋川の土地の区域を除く。）

熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙

字嶽本　一二七八番三　一号

一二七六番地先道路敷　二号

一二八三番五　三号

一二八三番二地先水路敷　四号

一二八三番二　五号及び六号

一二八四番一　七号

字一渡　一二七二番一一　八号

一二七二番一〇　九号

一二七二番四　十号

一二七四番　十一号

一二三六番一地先道路敷　十二号

○国土交通省告示第七百十五号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＧＺ	141215	ＪＰ　ＭＡＧＥＮ　ＴＡ	平成22. 5. 25
７ＪＨＥ	141241	石城丸	22. 5. 18
７ＪＨＦ	141247	ＭＡＩＺＵＲＵ　ＢＥＮＴＥＮ	22. 5. 18
ＪＤ3037	141205	第十八春日丸	22. 5. 28
ＪＤ3048	141220	陽祥丸	22. 5. 12
ＪＤ3054	141227	昭永丸	22. 5. 17
ＪＤ3057	141231	第二平成丸	22. 5. 27
ＪＤ3062	141237	和華丸	22. 5. 19
ＪＤ3074	141259	ＯＣＥＡＮ　ＰＯＩＮＴ　Ｖ	22. 5. 13
ＪＤ3081	141270	栄伸丸	22. 5. 14

○国土交通省告示第七百十六号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年七月一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　原口　一博

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＡＭＬ	124492	第三十八桂丸	平成22. 5. 25
ＪＢＦＷ	130242	第十八幸洋丸	22. 5. 7
ＪＢＫＮ	129717	第八十八富栄丸	22. 5. 24
ＪＣＢＸ	123506	するが	22. 5. 11
ＪＫＲＴ	101492	第十八共栄丸	22. 5. 18
ＪＮＤＢ	117901	第八十八慶運丸	22. 5. 1
ＪＮＺＴ	117767	あぶくま	22. 5. 17
ＪＱＶＶ	128857	センチュリーリーダー5	22. 5. 27
ＪＥ2287	117930	第十一平徳丸	22. 5. 14
ＪＥ2823	126660	第五十一共徳丸	22. 5. 10
ＪＦ2114	120062	第二日海丸	22. 5. 10
ＪＧ3700	121461	ハーバークリーン	22. 5. 25
ＪＧ4235	125909	鶴宝丸八号	22. 5. 14
ＪＧ4379	126832	たまつばき	22. 5. 11
ＪＧ4609	128946	松隆丸	22. 5. 20
ＪＧ4732	130196	豊城丸	22. 5. 20
ＪＧ4943	131979	第三十八伸光丸	22. 5. 27
ＪＧ5316	134355	青海丸	22. 5. 18
ＪＨ3182	119863	第三十五大鵬丸	22. 5. 14
ＪＩ3127	125155	第二東西丸	22. 5. 13
ＪＩ3431	131678	住徳丸	22. 5. 12
ＪＩ3697	137083	第十八淀川丸	22. 5. 11
ＪＪ3938	134193	第五早矢丸	22. 5. 27
ＪＫ4655	128028	千和丸	22. 5. 18
ＪＫ4741	129579	第十二千陽丸	22. 5. 24
ＪＫ4781	129555	第十海幸丸	22. 5. 17
ＪＫ4825	130942	第八勇進丸	22. 5. 17
ＪＫ5301	134081	えりも丸	22. 5. 14
ＪＬ4923	124161	みのしま	22. 5. 21
ＪＬ5346	127533	長宝丸	22. 5. 26